

# 政治的シティズンシップ教育実践の導入アプローチと その帰結

—神奈川県を事例として—

降旗直子・古田雄一

The Approaches for the Introduction and their Consequences of the Political Citizenship  
Education Practice  
: Case Study in Kanagawa Prefecture

Naoko FURIHATA and Yuichi FURUTA

The purpose of this paper is to clarify how political citizenship education was introduced in Kanagawa Prefecture, and how it was actually carried out in high schools. The findings in our research are as follows. First, political citizenship education was regarded as one of the four major components of citizenship education in Kanagawa, and it was promoted by the advancement of career education, the report published in 2006 by the Ministry of Economy, Trade and Industry, and the plan for political participation education by the former governor Shigefumi Matsuzawa. Second, there were five approaches that enabled Kanagawa to introduce political citizenship education: 1) the former governor Matsuzawa's intention, 2) outcomes from the practices in pilot schools, 3) cooperation with other organizations, 4) approach that allows each school to make decision about its practice, and 5) approach that avoids problems regarding teachers' presentation of their values. Third, as a result of the fourth approach, the practices in each school varied with the teachers' (or the school's) motivation. In addition, the fifth approach helped schools which wanted to spread the practice throughout the school while it hindered schools from stepping into "politics" including conflicts and oppositions. We finally analyzed the results and issues of the attempt in Kanagawa, and gained some hints to construct a clear philosophy and total system for political citizenship education in Japan.

## 目次

I. はじめに — 問題の所在と研究目的

II. 対象、課題、方法

III. 神奈川県版シティズンシップ教育の概要

1. 導入の背景

2. 神奈川県版シティズンシップ教育のねらいと育成したい能力・態度

3. 具体的な取組み内容

4. 政治的シティズンシップ教育の実施までの流れ

IV. 神奈川県における政治的シティズンシップ教育の導入アプローチ

1. 松沢前神奈川県知事の意向

2. 実践研究校における成果

3. 関係機関との連携

4. 学校現場に裁量の自由を保障するアプローチ

5. 教員の価値判断をめぐる問題を回避するアプローチ

6. 小括

## V. 学校現場における帰結

1. 学校現場に裁量の自由を保障するアプローチの帰結
2. 教員の価値判断をめぐる問題を回避するアプローチの帰結

## VI. 考察

### VII. おわりに — まとめと課題

【謝辞】

【付記】

【注】

### I. はじめに — 問題の所在と研究目的

現在、欧米と同様に日本でも、将来の社会の担い手を育成するシティズンシップ（市民性）<sup>(1)</sup>教育に対する関心が政策、実践、研究のいずれにおいても高まりつつある。これは1970年代以降、国民国家の発展形態である福祉国家が再編されつつある状況の中で、国民国家への帰属を表す近代的なシティズンシップ概念も同時に批判され、その組み換えが求められていることの証左であるといえる。

日本の教育学においてシティズンシップに関する議論が活況を呈する一つのきっかけとなったのは、1998年にイギリスの政治学者 B. クリックらによっていわゆる「クリック・レポート」<sup>(2)</sup>が発表され、イングランドとウェールズにおいて2002年からシティズンシップ教育が中等教育の必須科目とされたことであった。シティズンシップ教育には、将来の民主社会を支える市民として身につけておかなければならない資質や能力を養うといった近代的な課題がある一方、近年は特に、グローバル化社会の中でいかに異質な他者と共存するための技量を培うかといった課題が浮上している。いずれにしても、あらゆる政治共同体の一員として、公的領域への積極的参加を伴う「市民」をどのように育成するかといった課題は、イギリスなどの欧米に限らず日本においても、また今日だけに限らず何世紀にも及ぶ、まさに古くて新しい重要な教育課題であり続けてきたといえよう。

こうしたシティズンシップ教育をめぐる世界的な関心の高まりを背景に、日本では近年、経済産業省と総務省それぞれによって組織された研究会が政策提言を行っている<sup>(3)</sup>。またそれらを踏まえた教育実践が一部の自治体やお茶の水女子大学附属小学校などの研究開

発学校においてすでに導入されており、実践的な展開が顕著である。

しかし小玉重夫は、こうした日本におけるシティズンシップ教育実践の傾向として、「社会的道徳的責任」や「共同体への参加」にやや力点が置かれており、「政治的リテラシー」の視点が必ずしも十分ではないことを指摘している<sup>(4)</sup>。「政治的リテラシー」に関しては、2006年に「改正」された教育基本法第14条「政治教育」の1項において、「良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない」と規定されている<sup>(5)</sup>。しかし小玉は、こうした規定と、「法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他の政治的活動をしてはならない」という同条2項との関係をめぐる旧法の時代から存在している問題によって、政治教育が凍結されてきたことを指摘している。小玉によれば、「もともと2項は政治教育を促進しようという要請のもとで、それが党派活動にならないための一種の『バランスワーク』として規定されたものであった」<sup>(6)</sup>。それにもかかわらず、1950年代以降激化する冷戦体制下の政治対立及びいわゆる「教育二法」<sup>(7)</sup>の制定に見られる教員統制の動きによって、「政治教育を促進するための中立性が、教育を非政治化するための中立性へと転化してしま」<sup>(8)</sup>い、「その結果、2項は政治教育の『バランスワーク』としての役割にとどまらずに一人歩きし、学校で政治教育を行うことそれ自体を抑制させる効果を果たすことになった」<sup>(9)</sup>という。

さらに広田照幸は、日本のシティズンシップ教育の中でも政治的教養の形成に関わる教育は困難を抱えており、特に日本の高校生は、戦後の政治的混乱以降、行政や司法による教育的配慮によって政治から意図的に隔離されてきたことを指摘している<sup>(10)</sup>。広田によれば、もはや高校紛争時のような生徒たちの政治化が危惧される時代ではなく、高校生の政治離れ（＝「高校生のコドモ化」）を何とかしなければいけない時代であり、「高校生が社会の問題や政治に関心を持ち、自分なりに考え、発言したり行動したりすることを、『望ましい』と考えていく必要がある」<sup>(11)</sup>。そのためには、これまで公教育の場から遠ざけられてきた対立をはらんだ「政治的なるもの」について、『対立があるから教えない』というのではなく、『対立を理解させる』ことをめざす必要がある<sup>(12)</sup>と述べ、対立・葛藤を含んだ

## 政治的シティズンシップ教育実践の導入アプローチとその帰結

「政治」を学校において積極的に扱うことの意義を論じている。

したがってこうした近年の議論を踏まえると、これまで党派性を帯びてしまうことの危険性や教化に陥ってしまうという危惧などによって凍結されてきた政治的教養の形成に関わる教育を、今後はシティズンシップ教育における議論の中に慎重かつ明確に位置づけていく必要がある。さらに、そうした政治的なシティズンシップ教育の導入を可能にする条件を探ると共に、政治的シティズンシップ教育実践を困難にし得る今日的な背景についても具体的に明らかにしていくことが求められる。それは、学校現場からの自発的な実践の積み上げを期待することで克服され得る課題というよりも、広田が述べるように、「明確な理念の構築とトータルな制度づくり」<sup>(13)</sup>を要する課題であると言える。

そこで本研究では、日本で先駆的に行われている政治的シティズンシップ教育の事例として、神奈川県の実践に注目し、シティズンシップ教育の導入をめぐる教育委員会のアプローチや学校における帰結といった観点から、神奈川県ではいかに政治的シティズンシップ教育が導入され、実際に学校現場ではそれがどのように行われているのかを明らかにする。さらに、日本の先駆的な政治的シティズンシップ教育実践が抱える問題の一端と、それらの解決への糸口について考察を加えることで、今後日本でシティズンシップ教育を具体的に構想していく際に必要な議論の方向性を示唆する。

## II. 対象、課題、方法

神奈川県は、2006年度末から4校の高等学校を実践研究校として指定し、2007年度からはそれを8校に拡大しながら実験的な取り組みを行ってきた。神奈川県ではこれらの成果を受け、2010年7月に行われた参議院議員選挙に合わせて全県立高校144校において模擬投票<sup>(14)</sup>が実施されるなど、政治的シティズンシップ教育の先駆的な取り組みとして注目されている。さらに2011年度からは、全県立高校において本格的にシティズンシップ教育<sup>(15)</sup>が始められている。本研究が主に対象とするのは、2010年に全県立高校で実施された模擬投票と、2011年度に本格導入された政治的シティズンシップ教育である。

神奈川県のカンパニョニヤ教育を対象とした研究

に関しては、まだ取り組みがスタートして間もないこともあり、政策の理念を評価するもの<sup>(16)</sup>や政策実施の教育効果を統計的に論じるもの<sup>(17)</sup>以外は、当事者による実践報告<sup>(18)</sup>がほとんどである。したがって、政策実施段階の評価及び効果の検証に止まることなく、政策が形成され、実施に移されるまでの過程を詳細に描き出すことで、その過程において積み残された課題の検証も含めた第三者的な視点からのさらなる実証研究を蓄積していく必要がある。

自治体レベルでシティズンシップ教育を導入した他の先駆例としては、東京都品川区の例が挙げられる。品川区が2006年度に区内の小中学校に導入した「市民科」に関しては、その創設過程を明らかにしたもの<sup>(19)</sup>や、教科書の分析によってその特徴を明らかにしたもの<sup>(20)</sup>がある。特に後者の原田詩織の研究では、品川区の「市民科」が想定しているシティズンシップには「政治性」が内包されているのかという点が検討されている。原田はそこで、「規範意識・道徳規範の醸成、地域社会への参加、その他の社会生活に必要とされる能力・知識・意欲の育成といったシティズンシップが想定する『市民性』の基礎を形作るための指導に重点を置く一方で、政治的徳性を育成し、促進していくための指導、すなわち『政治性』にかかわる指導を全く行っていない」<sup>(21)</sup>ことを指摘し、品川区の取り組みを「政治性なきシティズンシップ教育である」<sup>(22)</sup>と結論づけている。したがって本研究との関係でいえば、学校段階の違いもあり単純には比較し得ないものの、既述の小玉の指摘にもあったように、「政治的リテラシー」の視点が品川区の実践の場合、十分ではないといえる。それに対し、本研究が対象とする神奈川県のカンパニョニヤ教育の事例は、政治的シティズンシップ教育の事例研究として、一定程度の新規性をもつものと思われる。

また模擬投票といった政治的シティズンシップ教育に関わる研究としては、枚挙に遑がないほどこれまで多くの実践研究<sup>(23)</sup>がなされてきたといえる。これらの研究によって、各々どのように活動を実施し、その教育効果はいかなるものかといったことが明らかにされている。しかしこれらの研究からは、第一に、模擬投票をはじめとする政治的シティズンシップ教育実践は一般の学校でも普遍的に行えるものであるとはいえず、教員個人の力量に相当程度依存するものであるということ、第二に、そうした実践は単発的な授業実

践やイベントに止まる傾向にあり、学校の年間カリキュラムに埋め込まれたものではないということが指摘し得る。また NPO 法人 Rights が推進している活動によって、模擬投票といった政治的シティズンシップ教育を一般の学校で行うには、様々な資源調達の面で限界があることが示唆されている。したがって、単発的な授業実践やイベントに終わらせることなく、いかにあらゆる資源を調達しながら取組みが実施されているのか、また通常の学校で継続的に実践を行っていく際にはいかなる問題を克服する必要があるのかという点が明らかにされる必要がある。

以上のことから、日本における政治的シティズンシップ教育の導入可能性を探る上で、神奈川県が自治体として取り組んでいる実践から示唆されることは少なくないと考える。そこで本研究では、大別して次の三つの課題について検討する。第一に、神奈川県版のシティズンシップ教育とはどのようなもので、その中で政治的シティズンシップ教育とはいかなる位置づけにあり、またそれはいかに導入されたのか(第III章)。第二に、神奈川県ではどのようなアプローチによって、なぜ政治的シティズンシップ教育が導入できたのか(第IV章)。第三に、導入の際のアプローチのうち、特に「問題」を回避するようないくつかのアプローチが、実際の学校現場でどのような帰結を生んだのか(第V章)。これらの課題を検討した上で、最後に日本の先駆的な政治的シティズンシップ教育実践が抱える問題の一端と、それらの解決への糸口について考察を加える(第VI章)。

本研究では上記の課題を明らかにするために、神奈川県教育委員会の担当者2名(以下、A氏・B氏とする)<sup>(24)</sup>や神奈川県高等学校教職員組合の執行部担当者1名(以下、C氏とする)<sup>(25)</sup>、県立高校の教員3名(以下、教員D・教員E・教員Fとする)<sup>(26)</sup>、神奈川県立総合教育センターで実務を担っていた元指導主事1名(以下、G氏とする)<sup>(27)</sup>、神奈川県立総合教育センターから出された『「シチズンシップ教育」推進のためのガイドブック』の作成に指導助言者として関わっていたお茶の水女子大学の富士原紀絵准教授<sup>(28)</sup>の計8名に対し、ヒアリング調査を実施した。調査は事前に質問項目を送付した上で、構造化インタビュー形式で行った。また、報告書等の文書データや県議会議事録も併せて分析することで、なるべく多角的なデータの収

集・分析に努めた。

このように本研究では、主に教員へのインタビューと教員が作成した報告書などをもとに、政治的シティズンシップ教育実践の導入アプローチに対する帰結を明らかにしており、実際の授業観察や生徒への影響にまでは分析の射程が及んでいないということには留意されたい。

### III. 神奈川県版シティズンシップ教育の概要

以下では神奈川県版のシティズンシップ教育について、導入の背景、ねらいと育成したい能力・態度、具体的な取組み内容、実施までの流れをまとめる。

#### 1. 導入の背景

神奈川県では、文部科学省の報告書<sup>(29)</sup>を受けて2005年4月に『かながわキャリア教育実践推進プラン』<sup>(30)</sup>を策定し、県立高校においてキャリア教育を推進してきた。神奈川県がキャリア教育を推進しながら、それをシティズンシップ教育へと発展させることとなった背景については、次のように述べられている。すなわち神奈川県では、社会の複雑化における若者の積極的な社会参加の不足状況から、「学校教育、とりわけ社会に出る準備の最終段階である高等学校において、社会の一員として、社会や経済の仕組みを理解し、自立した社会人として、社会に積極的に関わろうとする態度や社会を維持、運営していく力を養う必要があるとの認識が深まった」<sup>(31)</sup>。教育委員会の担当者A氏によれば、神奈川県がそれまで推進してきたキャリア教育の取組みの中に、シティズンシップ教育と重なる部分があるとし、キャリア教育の一環としてシティズンシップ教育の展開が図られることとなった。

また神奈川県では、2010年に全県立高校で模擬投票を実施する際、各学校に指導用参考資料<sup>(32)</sup>が配布された。それによれば、神奈川県におけるシティズンシップ教育の推進背景として、「若者をめぐる諸課題」と「社会情勢の変化をめぐる課題」が挙げられている。前者については、若者をめぐる社会的・経済的自立についての課題や若年層の投票率の低下、若者の規範意識やマナーの低下傾向が指摘されており、いずれにおいても社会人としての資質・能力の育成が求められているとする。後者については、2009年の裁判員制度の開始や選挙権年齢・成人年齢引き下げの流れといった



社会情勢の変化が指摘されている。

## 2. 神奈川県版シティズンシップ教育のねらいと育成したい能力・態度

上記を背景に、神奈川県ではシティズンシップ教育のねらいを次のように定めている。

神奈川県立高等学校が取り組むシティズンシップ教育では、より良い社会の実現に向けて、規範意識をもった豊かな人間性の育成を目指し、必要な知識や技能を習得するとともに、様々な体験活動を通じて、実社会で生きる知恵と経験を獲得する学びを進め、一人ひとりが主体的に生きていく上で必要な自覚と資質を養うことをねらいとする。<sup>(33)</sup>

このように神奈川県では、規範意識の育成や体験的な活動を通じた政治的・社会的な参加につながり得る主体的な行動の養成が、シティズンシップ教育のねらいとされている。

神奈川県ではこうしたねらいに鑑み、シティズンシップ教育を通じて育成したい能力・態度を次の三点としている<sup>(34)</sup>。一点目は、「責任ある社会的な行動」であり、これは社会の一員としての自覚を持ち、社会的・道徳的に責任ある行動をとることを求めるものである。二点目は、「地域社会への積極的な参加」である。ここでは、地域社会に対して関心を持ち、積極的に社会に参加・貢献することが要請される。三点目は、「社会や経済の仕組みについての理解と諸課題の解決」である。これは、生涯を通じて社会や経済の仕組みの理解に努め、社会的な諸課題の解決に主体的に取り組むことを求めるものである<sup>(35)</sup>。

## 3. 具体的な取り組み内容

神奈川県では、上記の能力・態度を育てるために以下の四本柱でシティズンシップ教育に取り組んでいる<sup>(36)</sup>。

(1) 政治参加教育：模擬投票等を通じた政治と選挙についての学習などにより、政治意識を高め、主体的に政治に参加する意欲と態度を養う。

(2) 司法参加教育：司法関係者と連携した出前講座や裁判の傍聴、模擬裁判等を通じて、2009年度に新たに導入された裁判員制度など、司法制度を理解し、主

体的に司法にかかわる意欲と態度を養う。

(3) 消費者教育：広く経済社会の仕組みを理解し、社会保障や金融経済に関する適正な理解と判断力を培い、消費者としての責務等について学び、自ら課題意識をもち、主体的に社会を形成する意欲と態度を養う。

(4) 道徳教育：情報や交通、環境等の身近なテーマにより、モラルやマナーの意識を高め、主体的に社会にかかわる意欲と態度を養う。

以上より、神奈川県における政治的シティズンシップ教育は、「政治参加教育」として四本柱の一つに位置づいている。

## 4. 政治的シティズンシップ教育の実施までの流れ

既述の導入の背景にあるように、神奈川県では、すでに推進されていたキャリア教育の一環としてシティズンシップ教育が位置づけられている。神奈川県におけるシティズンシップ教育の展開を確認したところ、こうしたキャリア教育の推進の他に、以下の二つの重要な流れがあることがわかった。

第一に、国レベルの動きとして2006年3月に経済産業省が報告書<sup>(37)</sup>を出していた。神奈川県では、2007年4月に「学力向上推進及び特色ある高校づくり推進事業」を開始させ、当初は「政治意識を高める教育」、「経済・金融教育」、「モラル・マナー教育」の三本柱で、8校の実践研究校において研究実践を行っていた。その際に参考にされたのが、経済産業省の報告書で示されていた内容であった。教育委員会の担当者A氏によれば、その後、教育委員会が、学校において具体的にどのような取り組みが可能かということを学校に対してわかりやすく例示する段階で、裁判員制度の導入に伴い重要性が増してきた司法参加教育を、「政治意識を高める教育」から独立させた。それにより、模擬裁判を中心とした司法参加教育が具体的な取り組み内容として盛り込まれ、最終的には上述のような四本柱で神奈川県のシティズンシップ教育は推進されることとなった。

第二に、2006年5月に開催された日本選挙学会25周年記念シンポジウムにおいて、松沢成文前神奈川県知事(任期:2003年4月~2011年4月までの二期)が「政治参加教育構想」を打ち出していたことが挙げられる。そこではすでに「高等学校における投票行動実体験の実施」が掲げられており、ここで示された「政治参加教育構想」の一部、主には模擬投票の実施及び

そこで配慮されるべき点が、実際の施策の中に盛り込まれていった。したがって、教育委員会の担当者A氏や神奈川県高等学校教職員組合の執行部担当者C氏も述べていたように、松沢前県知事の政治参加教育への強い意向が政治的な後押しとなって神奈川県の政治的シティズンシップ教育は導入されたという側面があるといえる。

以上より、キャリア教育の推進、2006年の経済産業省の報告書、オピニオンリーダーとしての松沢前県知事による「政治参加教育構想」の発表という、三つの流れが合流するかたちで神奈川県のシティズンシップ教育はより加速的に推進されていったといえる。つまり、経産省の関心といった国レベルの動きと一般行政首長の意向が、神奈川県教育委員会における元々の推進イニシアチブを後押しする形で神奈川県のシティズンシップ教育は動いていった。

また神奈川県では、こうした動きとは別に、神奈川県立総合教育センターにおいて2007年4月からシティズンシップ教育に関する調査研究をスタートさせていた。ここでは、シティズンシップ教育を「高等学校のみならず、小学校や中学校、特別支援学校で実践するという視点」<sup>(38)</sup>のもと、上記の経済産業省の報告書や、品川区の取組み、お茶の水女子大学附属小学校といった先進校の実践などを参考にしながら、シティズンシップ教育を通常の教科学習に取り入れることができるように研究が進められた。この調査研究に指導助言者として関わっていたお茶の水女子大学の富士原准教授によれば、先行していた県立高校の政治的シティズンシップ教育実践に向けて小・中学校のカリキュラムを系統づけることはあえてせず、神奈川県立総合教育センター内に設けられた研究グループにおいて、指導主事や社会科などの教員らと共に実践事例を積み上げていったという。そしてその成果が既述の『「シティズンシップ教育」推進のためのガイドブック』となって、県内の小・中・特別支援学校に配布された。

#### IV. 神奈川県における政治的シティズンシップ教育の導入アプローチ

これまでの検討を踏まえ、以下では、神奈川県で政治的シティズンシップ教育を導入することができた五点のアプローチを析出する。

##### 1. 松沢前神奈川県知事の意向

既述のように、導入された神奈川県におけるシティズンシップ教育の中でも、とりわけ模擬投票の実施に際しては、松沢前神奈川県知事の意向によるところが大きかった。以下では、そうした意向が示されるようになった背景及びその内実についてより詳しく検討してみたい。

松沢前県知事は、20代半ば頃に渡米し、連邦下院議員の秘書を務めていた経験があった<sup>(39)</sup>。そして当時の経験の中で当人が最も驚いたこととして、アメリカでは学校段階を問わず政治家が頻繁に学校を訪れ、児童・生徒らと議論や対話を通じ、シティズンシップ教育・民主主義教育の手伝いをしていたということを超える。一方で、当時日本は、政治家が学校を訪れるということなど言語道断といった状況であり、松沢前県知事はこうした日米の「政治」に対する認識の違いは選挙結果にも表れてくるのではないかという危機感を持っていた<sup>(40)</sup>。

こうした危機感から、松沢前県知事の関心は、さらにアメリカやコスタリカで大統領選挙などの際に未成年者に対して実施されている模擬投票へと及んでいる。特に共和制を取るコスタリカでは、あらゆる段階の学校の中で選挙候補者の主張などを教員が児童・生徒に教え、それについて児童・生徒なりにどのように考えるかを言わせたり、ディベートを行わせたりするといった、政治の学習がなされているという<sup>(41)</sup>。そして実際の投票所には、本物の投票箱と一緒に疑似投票箱が設置されており、投票するという行為までも子ども達に学習させる<sup>(42)</sup>。松沢前県知事によれば、「そういう中で、選挙権というのは、市民にとって権利であると同時に、民主政治を間違えないように運営するために行使すべき義務なんだということをしっかり教育の中で教えている」<sup>(43)</sup>という。

このように、松沢前県知事の意向の背景には、自身のアメリカでの経験とコスタリカの未成年者による模擬投票があり、さらにそこに日本における若年層の投票率低下に対する危惧が加わることで、図1のような2006年5月の日本選挙学会25周年記念シンポジウムにおける「政治参加教育構想」の発表に至ったとされる。ここで示された「政治参加教育構想」の一部は、実際の神奈川県における政治的シティズンシップ教育施策に盛り込まれている。例えば、実践研究校の指定

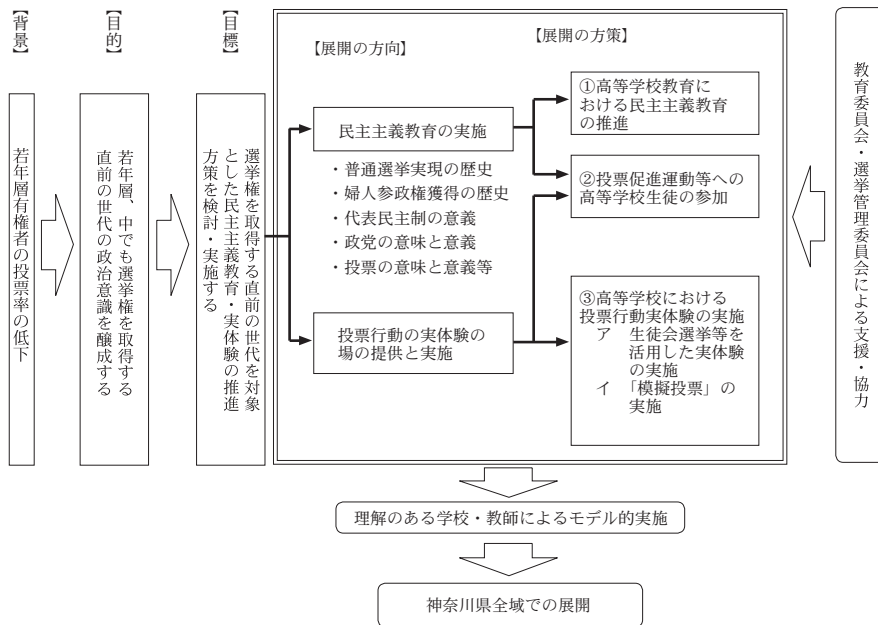
## 政治的シティズンシップ教育実践の導入アプローチとその帰結

というかたちでのモデル校の設置と、そこからの全校への拡大、後述の実施における留意点等が、この時点ですでに提示されていた。

松沢前県知事は、「20歳代の投票率の低下は、過去に投票の経験がないから、急に選挙制度の中に組み込まれても、知らないし、やったこともない、経験がないというのが大きな理由ではないかなと思っています」<sup>(44)</sup>と述べている。このように、松沢前県知事の若年層の投票率低下に対する危機感によって、今後投票

権を有するようになる高校生に政治意識を醸成しながら投票行為を実体験させることが必要とされ、彼の「政治参加教育構想」が神奈川県における政治的シティズンシップ教育の内容の一部に盛り込まれることとなった。したがって、神奈川県で政治的シティズンシップ教育が導入できたのは、一つにはこうした一般行政首長という立場からの政治的な後押し、すなわち「政治参加教育構想」の提示があったからだといえる。

図1 「政治参加教育構想」のイメージ<sup>(45)</sup>



## 2. 実践研究校における成果

本章の冒頭で述べたように、神奈川県では当初4校だった実践研究校を、2007年度からは8校に拡大させてシティズンシップ教育に関する研究実践を行っていた。そこでの成果について教育委員会の担当者B氏は、投票率何%といった数値的な成果ではなく、模擬投票を実施したことで生徒にどのような変容が見られたのかといった質的な成果を重視し、その意味では成果があったと述べている。また、質的な成果については教育委員会の担当者A氏が以下のようにも述べている。

調べたけどわからないから投票できなかったという生徒もかなりいるようです。でも逆に言えば、

それがこの時点でわかるということの重要性。(中略)今の社会人の中にもどこに投票していいかわからない、政策について何を言っているのかわからないという人が増えてきてしまっているのではないかという現状を考えれば、高校生がわからないから投票できないということに気が付いて、わからないといけないと思うということ、これは非常に重要なことだと思っています。それ自体でも一つ成果はあると思います。[A氏]

このように、政治的シティズンシップ教育を推進しようとする教育委員会の担当者らは、実践研究校における模擬投票によって明確な成果が得られたと認識して

いることがわかる。

実際に、実践研究校に指定された県立深沢高校の初年度報告書の中には、模擬投票による政治参加意識の向上について、「66%の生徒が『政治的関心の高まり』を認め、『家族と話す機会の増加』も13%あること、『投票意欲の高まり』を32%の生徒が認め、かつ、66%の『変わらない』との回答には元々意欲の強い生徒が相当含まれていること、さらに、記述式回答において約77%の生徒が肯定的な体験とらえていることなどから、期待された効果・意義が相当程度実証されたといえるだろう」<sup>(46)</sup>と記されている。これらのことから、先発の実践研究校における成果として「生徒の変容」が見られたということが、神奈川県における政治的シティズンシップ教育の導入アプローチの一つになっているといえる。

### 3. 関係機関との連携

上記以外に神奈川県で政治的シティズンシップ教育が導入できた要因としては、神奈川県がその導入に向けて選挙管理委員会などの関係機関と連携を図っていたことが挙げられる。このことについては、当時の高校教育課長が県議会において、神奈川県では県の選挙管理委員会の協力を仰ぎ、政治的中立性についての指導・助言を頼んだということや、市町村の選挙管理委員会と連携して、担当者に出前講義をしてもらったり、実際に使用されている投票箱を借用したりしたという旨の説明を行っている<sup>(47)</sup>。

また神奈川県では、2009年9月に、有識者や実践研究校経験校長、PTA関係者、教育局担当者による「シティズンシップ教育推進プロジェクト会議」を立ち上げている。そこでは主に、指導計画や指導資料等について検討を行ったとされる<sup>(48)</sup>。教育委員会の担当者B氏によれば、神奈川県では、模擬投票のようなシティズンシップ教育を全校に導入する際に「いくつかの壁」を超えるための手立てとして、関係機関との連携がなされたという。そうした壁の一つとしては県議会での反対意見なども予想されるが、その点について教育委員会の担当者A氏から以下のような回答が得られた。

(模擬投票のような「政治教育」につながりかねない教育に対する一引用者) 懸念というのは、議会でも出されましたけれども、あくまでこちらの

ねらい・目的はそういうところにはないということと、選挙管理委員会等々も19年の試行の段階以前から連携をして、指導に当たっての留意事項というのをまとめてきましたので、そういった点では、この中(前掲指導用参考資料一引用者)にもありますけれども、かなりきちっとしたものとして学校側にも示して、問題がないような形で出来るという確認を得た上でやっていますので、それで議会の方では理解を頂いています。[A氏]

以上より神奈川県では、人的・物的資源の活用という意味での「連携」に加え、導入時のいくつかある障壁を超えるために、専門家の意見を聞いたり県議会で説明を行ったりするなどして、導入に向けて合意を調達するといった「連携」をしていることがわかる。そうすることで、寄せられる批判や異議申し立てを予めなるべく回避しながら、政治的シティズンシップ教育の導入にこぎつけることができたといえる。

### 4. 学校現場に裁量の自由を保障するアプローチ

神奈川県高等学校教職員組合の執行部担当者C氏によれば、教職員組合はそれまでの松沢前県知事のもとで増加した、いわゆる「一律一斉の教育施策」の強制に対して反対の立場をとってきた。2010年の模擬投票の実施についても、それは授業の具体的な手法に行政が踏み込むものであり、手法の採用の有無は本来学校に任されるべきものであると反対の意向を示してきた。また外国籍生徒に対する配慮等の理由から<sup>(49)</sup>、教職員組合は教育委員会に対し、慎重な対応を求めてきた。

結果的に教育委員会は各校に対し、「指導用参考資料を参照の上、各校の実情に応じて適切な教育活動の領域に位置付けた指導計画を作成し、留意事項に配慮して実施するようお願いします(傍点一引用者)」<sup>(50)</sup>と記された通知を出した。こうして模擬投票という政治的シティズンシップ教育の手法については、全校で実施することが決定されたものの、その具体的な投票方法や実施人数などは、各学校の実情に応じた対応に任されることとなった。

結局、品川区の市民科のようなかたちでカリキュラムをこちらで作成をしているわけではなく、今お話したように、あくまでも各学校がこの趣旨に



## 政治的シティズンシップ教育実践の導入アプローチとその帰結

そして、各学校の特色や実情に応じて、どのような取り組みができるかということを考えていくことになります。(中略) まさにお茶の水小のように、「シティズンシップ教育を学校全体のカリキュラムを貫く視点として捉え、再編されたどの教科においてもあるいは教科外学習においてもなされる教育実践」という捉えなので、特定の教科だけで取り組むということではありません。色々な教科に元々このテーマは内在しているものですので、それをただ座学で扱うだけでなく、生徒が自分のこととして捉えられるように、体験的な学習、実践的な学習を工夫して取り入れていく。また、それは教科の中だけではなく、総合的な学習の時間であったり、特別活動であったり、あるいは外部との連携であったり、そういうものを学校全体の中で、位置づけをして、各校ごとに取り組んでいただきたいというのが趣旨ですので… [A氏]

このように、神奈川県のカリキュラムは、品川区の「市民科」のように新たなカリキュラムを作成し特設された時間の中で取り混ぜるものではなく、お茶の水女子大学附属小学校の実践のように、「シティズンシップ教育」をあらゆる実践の中に視点として組み込む形が選択されている。またその具体的な取り組みに関しては、各学校の実情に応じた自主的な取り組みが期待されており、この点では既述の県内の小・中・特別支援学校に配布された『「シティズンシップ教育」推進のためのガイドブック』における考え方と共通している。

### 5. 教員の価値判断をめぐる問題を回避するアプローチ

上記のように、神奈川県では政治的シティズンシップ教育として模擬投票を導入する際、いくつかの障壁があった。その障壁の一つとして、以下のA氏の発言からわかるように、政治的中立性の確保に関わる「問題」があり、この点については反対意見等が教育委員会には寄せられたという。

反対意見の中には、(中略) やはり、政治教育という部分につながりかねないという恐れがありました。では、政策について何の説明もしないで、投

票だけやらせて何の意味があるんだというようなことをおっしゃる方も当然いらっしゃいます。ですから、こちら(前掲指導用参考資料—引用者)の中にも示していますが、事前の学習から自分で政策やその社会の課題について調べるといった学習を当然取り入れていかなければならない。ただ、その政策を調べる段階で、高校生段階ではまだ政策の意義であったり、当然わからないことがたくさんありますので、このような点について質問されたときにどうすればよいのかという声が出てきます。これについてこちらの回答は、政策の中身を説明することは構わないけれども、その価値について判断を伴うようなことは一切授業の中ではだめですよ、言うてはだめですよということになります。ただこのような心配というものが、このような題材を取り上げるときには、どうしても教員側についてまわります。[A氏]

そして、こうした反対意見も考慮した上で、教育委員会では「模擬投票実施上の留意点」<sup>(61)</sup>として次のような決定がなされた。

- ・公職選挙法等の法令が求める政治的中立性の確保
- ・事前に保護者・教職員の理解を十分に得ること
- ・選挙管理委員との連携
- ・実際の選挙前に投票し、実際の選挙結果確定後30日以上経過して開票する
- ・生徒が投票に参加するかどうかは自由で、投票行動の有無は評価の対象としない
- ・模擬投票結果の公表は原則として校内にとどめる

特に政治的中立性の確保については、各学校に配布された指導用参考資料に以下のような「模擬投票の実施にかかるQ&A」が記載されている。

- Q. 公約や政策について生徒に質問された場合、説明してもよいですか。
- A. 公約や政策の言葉の意味や内容については説明しても構いません。ただし、その際には、公約や政策の是非は勿論、そのことから想像される影響など、価値判断を含んだコメントは一切してはいけません。また、生徒に意見を求めら

れた場合でも、特定の政党等や候補者を支持するような発言は絶対にしないでください。<sup>62)</sup>

このように神奈川県では、2010年に政治的シティズンシップ教育として模擬投票を実施する際、政治的中立性を確保するため、教員は価値について判断を伴うような発言を一切してはならず、政策の内容についての説明に止めるよう、予め各学校に対し注意が喚起された。

## 6. 小括

以上、五つのアプローチによって、神奈川県では政治的シティズンシップ教育が導入できたといえる。冒頭で述べたように、これまで社会科の教員を中心にその重要性が認識されながらも、学校教育からは対立・葛藤を含んだ「政治」が遠ざけられてきた。実際に教員Fは、90年代後半、前任校において「こういう授業実践（模擬投票—引用者）が、校長、あるんだけどって言ったら、ああ、それは無理だよ、公立の学校じゃ、という反応だった」と述べている。教育委員会のA氏も同様に、かつては模擬投票のような政治的シティズンシップ教育は、「やりたいと思ってもできなかった」という状況があったが、社会情勢が変化するにつれ、ある程度できる環境が整ってきたという。ただし、もともと模擬投票のような実践に関心のあった教員からすると、「(そうした実践ができるという—引用者) 土壌が整ってきたというより、松沢前知事の鶴の一声が大きい」[教員F]とも言われる。教員Fによれば、本来は現場の教員が一つの授業実践として積み重ねていかなければならないものの、その際に困難を伴うような実践の場合、すなわち学校に対立・葛藤を含んだ「政治」を導入するような場合は、学校現場あるいは教員のみではその実現はなかなか難しいとし、「そういう意識がOKなんだ、っていうのを、一番はっきりとメッセージで伝えられるのは、トップのそういう発言」であると述べている。

とはいえ、政治的シティズンシップ教育の導入に当たっては、様々な障壁を乗り越えなければならなかったことも教育委員会の担当者らのインタビューから明らかになった。これまでの検討により、神奈川県の場合は、とりあえずそうした「問題」を回避するかたちで導入にこぎつけたといえる。具体的には、教員によ

る一方的な価値の注入を禁止して生徒による調べ学習を推奨したり、公職選挙法第138条の3<sup>63)</sup>への抵触を避けるために模擬投票結果は外部に公開させず、開票も異議申し立て期間があるため実際の選挙結果が確定した30日以後に実施させたりするなどの策を講じている。加えて、全県立高校で実施することが決まった模擬投票は、全県立高校に在籍する全生徒に対しての実施を義務付けるものではなく、「各校の実情に応じて」取り組ませることで、寄せられる批判等の「問題」を回避し得たといえる。またこうした方針は、2011年度以降のシティズンシップ教育実践においても継続されている。

## V. 学校現場における帰結

本章では、前章で検討した、神奈川県において政治的シティズンシップ教育を導入できた背景のうち、特に四点目に挙げた学校現場に裁量の自由を保障するアプローチと、五点目に挙げた教員の価値判断をめぐる問題を回避するアプローチが、実際の学校現場にどのような帰結をもたらしたのか、教員へのインタビューなどをもとに明らかにする。なお、以下教員D、教員E、教員Fの勤務校を、それぞれd高校、e高校、f高校と表記する。

### 1. 学校現場に裁量の自由を保障するアプローチの帰結

前章で見た通り、教育委員会は、2010年度の模擬投票における投票の方法や参加対象などについては、各学校に判断を委ねている。では、それはどのような帰結を生んだのだろうか。

まず、インタビューを行った三人の教員の勤務校における模擬投票の実施状況は以下の通りである。d高校では、教員Dが担当する三年生の公民科の選択科目を受講する生徒約30名のみが模擬投票の実施対象となっていた。模擬投票に関しては、教員Dは次のように述べる。

模擬投票については、そんなに手数がかってないんですよ。(中略) あの、まあごく大雑把な選挙制度の仕組みについてであるとか、日本の政党政治の展開であるとかっていう、教科書に書いてあるようなことを説明して、その知識をベースにして、

## 政治的シティズンシップ教育実践の導入アプローチとその帰結

じゃあ現在どうなってるの、っていうことを、生徒は調べていくわけですね。[教員 D]

つまり d 高校においては、模擬投票の事前学習などにはあまり時間をかけず、投票にあたって必要な情報は、生徒に調べさせてくるという形式をとっていたと見られる。

e 高校では、一年生の「現代社会」(必修)の履修者全員と、二年生・三年生の公民科の選択科目を履修する生徒を対象に行われた。

投票時間は放課後ですね。で、事前指導みたいなものは、その現代社会と、政治経済の中の授業時間を一回分、まあ一コマ分ということですよ。一応まあ 90 分授業ですので、うちの学校はですね。ですので、その中で、まあ一コマ分…45 分とかですね、はい。という計算で行いましたね。(中略)もう講義形式ですね。完全に、授業の中でレクチャーですね。(中略)なので、一応中学までの復習も含めて、参議院選挙の位置づけと、その方法というんですかね、うん…どういう選挙であるかっていうところについて、事前の学習をするという形ですね。[教員 E]

このように e 高校では、d 高校に比べて実施規模こそ大きくなったものの、事前指導は一コマのみとなっており、最低限のものにとどまっていたことがわかる。

f 高校では、全校生徒を対象に模擬投票が実施され、事前学習・事後学習には、一年生は「現代社会」(必修)、二年生・三年生は総合的な学習の時間が使われた。同校の報告書などによれば、事前学習として、選挙や議会制度などにかかわる学習を行ったほか、各政党・候補者の政策・政見をまとめるワークシートを用意して生徒に調べさせ、一年生には調べた内容を授業内で発表させていた。また事後指導として、開票結果と模擬投票の結果を比較し、振り返るための時間も一コマ設けている。

なお、教員 F は、事前指導について次のように付け加えている。

あの、これは個人的な印象ですけども、事前指導として四時間というのは、おそらく最小限、最

短の指導だと思います。(中略)よその学校ですと、もっと、例えばこれを機に、いろんなものを調べる、発表やろう、プレゼンやろう、ディベートしよう、なんていうのも丁寧にやっている先生も多いんですけども、f 高校の場合は、あの、最小の時間数でやろうと。で、それはですね、理由は、なるべく教員のですね、バイアスをかけないようにしよう、っていうちょっと意図があったんですね。その、極力最小限の時間で模擬投票やったら、生徒はどうなるんだろうか、っていうことですね。[教員 F]

d 高校や e 高校に比べれば、f 高校は比較的事前指導の時間を確保しているようにも見えるが、これは「最小限、最短」の指導だと言うのである。つまり、より時間をかけて踏み込んだ指導をするという選択もあり、そのような選択をした学校もあったが、f 高校では選択しなかったということである。

このように 3 校を比較しても異なる実態が見えてきた模擬投票への対応だが、神奈川県高等学校教職員組合が、2010 年 10 月に同組合に加入する教員を対象に行った調査<sup>(54)</sup>によれば、模擬投票を実施したという回答が得られた 59 校のうち、8 校が全校生徒に実施、21 校が特定の学年全員に実施、10 校が特定のクラス全員に実施、19 校が特定の授業選択者に実施、1 校が希望者に実施と、その実施形態はやはり多岐に渡っていることがわかる。

教員 F は、模擬投票の事前学習などに関連して、次のように語っている。

ワークシートを作って、その、表を作ってね、比較検討させるっていうことはやりましたけれども、あくまでもその、生徒がどういうところが論点だと思うかっていうのを挙げていただけて、それをめぐって、その、何か討論するという授業はやっていません。で、これ、やってる学校もあるんですけども、あの、おそらくそういう学校はね、今度、全校規模でできなくなっちゃうんですよ。これ、あの、大きいジレンマで、あの、指導すればするほど、手間がかかるんで、人数を絞らなきゃいけないんですよ。で、f 高校はとにかく全校でやろう、ということなんで、多少粗い指導

があっても、あの、全員に投票させるっていうことを主眼に置いてきましたんで。[教員F]

ここからは、実施規模の大きさ（参加する生徒の人数）をとるか、事前指導などの質の保障をとるかというジレンマの中で、学校の判断が分かれたということがうかがえる。すなわち、多くの生徒に参加させることを優先する場合は、全校での実施などの形態となる。一方で、参加できる生徒は限られるが事前・事後の指導も含めて丁寧な指導を行う場合は、公民科などの一部の授業のみで行うという選択がなされることになる。

ただし、この判断においては、時間的な制約や、他の教員の協力的な姿勢の有無なども、かなり影響を与えたようである。まず、時間的な制約についてだが、教員Eに、選挙での争点について事前に授業で扱っているのか尋ねたところ、以下のような回答があった。

そこまでやる時間なかったですね。(中略) 割と担当者も結構、なんていうのかな、自由に内容が組み替えられるような裁量があるようなところであれば、じっくり腰を据えて、うん、政治と投票についてとかっていうのにも時間かけてやれますし、うん。そうなんですよ。現代社会とかでいくと、1年生で全員受けて、担当者も何人かってなっちゃうんで、網羅的にやりにくいんですけど、政治経済とかであれば、担当者は一人で、評価するのも一人で、年間の計画もある程度自由に作れるってなれば、うん、じっくりできるんでね、やりやすくなると思うんですけどね。[教員E]

また、教員Dも、次のように述べている。

まあ経済の中で、税問題、財政問題出てきますから、そこで取り上げて内容について、あのちょっと補足をしていく、っていうようなね、ことはやっていきますけども、高速道路無料化とか、そういう極めてこう、なんていうかな、現在のな、っていう問題についてまでやっていく時間がなかったんで、そこについてはタッチはしてないですね、はい。[教員D]

これらのインタビューからは、授業の時間数や裁量の

問題などにより、模擬投票の事前指導・事後指導に時間をかけることが容易でないという状況が浮かび上がってくる。一方、他の教員の協力的な姿勢の影響についても、以下のインタビューから読み取ることができる。

総合的な学習を使うっていうのは、一つの、多くの学校の解決策なんですけれども、それをすると、その授業の担当者の負担が大きくなります。(中略) f高校の場合は、この時間帯がそうなんですけれども、木曜の午後、5校時または6校時の総合的な学習の時間で、担任が対応して、で、今日みたいに講演会があったりとか、なんか特別なプログラムを学習するっていう計画を立ててますんで、そこへこう、シチズンシップを入れ込むっていうっていうことが、ちょっとまだ、大変だったというより、まああの、ぶっちゃけた話、面倒くさい、そういう状態ですかね。(中略) これはね、お願いされた方に私はなってないので、わからないんですけども、あの、まあこんなこと大きな声で言っちゃいけないんですけど、表面的には快く引き受けてくれてます。ただ実際はね、まあ面倒くさいなと先生方は思っていたかもしれません。[教員F]

正直、あの、e高校のシチズンシップ教育は、結構僕が個人的な思い入れて、その、パーってやってるっていうのもあるので、たぶん僕が依頼しなかったら動かない人もたくさんいるんで、とりあえず僕が一生懸命こうやってるから手伝おうか、みたいな感じでやってるのおかげで、なんか、割とうまく進んでるので。[教員E]

教員Fの語りからは、公民科以外の教員にも協力を依頼することが容易でないということがうかがえる。f高校の場合は、それでも全校実施にこぎつけることができたが、e高校のように、そこまでの協力を得ることは難しい学校もあったと見られる。

以上の議論を整理すると、模擬投票についての各学校の対応は、大きく分けて以下の図2のように整理できる。横の軸は、模擬投票をどの程度の規模で行ったかを表し、「担当教員の授業のみ」「公民科全体」「全校」

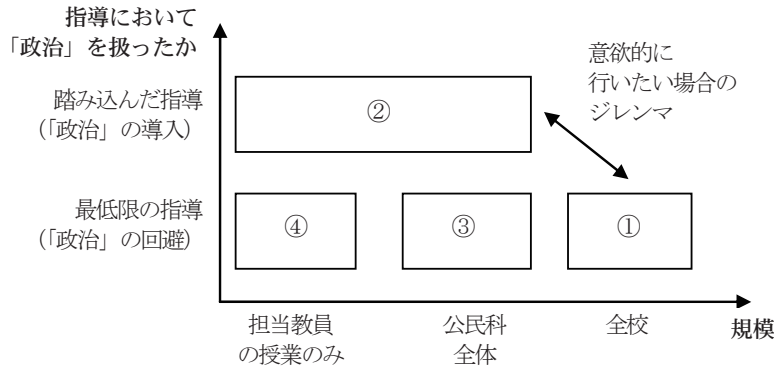


## 政治的シティズンシップ教育実践の導入アプローチとその帰結

という三つが目安の指標として設定できる。縦の軸は、事前・事後指導の時間を十分に確保し、対立・葛藤を

含む「政治」を扱ったか、それとも授業時間はあまり取らず「政治」を扱わなかったかという軸である。

図2 学校現場における模擬投票への対応の整理



- ① 全校での実施
- ② 公民科全体または担当教員の授業のみでの実施だが、事前・事後指導の時間を十分に確保し、「政治」を扱う
- ③ 公民科全体で実施するが、最低限の指導のみ（担当教員自身は熱心だが、②のように詳細な指導はできず、また他の教員の協力が得られにくいいため、①のように全校で行うことも難しい場合）
- ④ 担当教員の授業のみで、最低限の指導のみ（最低限行えれば良い、もしくはそうせざるを得ないと学校や教員が考えた場合）

インタビューをした教員の勤務校で言えば、d 高校は④、e 高校は②・③（公民科全体では最低限の指導のみだが、担当教員自身の授業では詳細な指導を行う、または行いたいと考えている）、f 高校は①に該当するといえる。

なお、2011 年度からの政治的シティズンシップ教育についても、模擬投票と同様に、学校現場によって多様な対応が見られる。例えば、f 高校での取り組みについては、教員 F は次のように語っている。

まあ政治参加教育、引き続きやってるんですけども、昨年度以降は…昨年、そうです、模擬投票やったあの年からなんですけれども、(中略) 地域

の政治に目を向けようっていうことで、もっとその、身近な地域の課題を探して、でそれをあの、いろんなところに提言するっていう…ですね、それをまあ、一昨年、去年やりました。これは現代社会の授業の中で、授業中に生徒をこうおっぱなして、えー、例えばここが、道が狭いのに自転車下りてすれ違って書いてある、これはできない、とかですね、公園の整備が全然になってないじゃないかとか、まあ問題を探してきてそれを解決策を、こう探し出して、実際にそれを市役所なり神奈川県なり、(中略) そういう関係するところに提案していくっていうのを、まあやっています。[教員 F]

全教科、そのシチズンシップ的な側面っていうのはあるんですよ。だから、それを、そのちょっと表に立てて頂いて、そういう時間を、一年のうちに何時間か作って頂きたい、っていうお願いは、去年の研修会でやりました。まあ実際になかなかそれは大変なんですけれども、要するにあの、シチズンシップは公民科がやってるよ、じゃなくて、その、数学のからみだって、シチズンシップ的な授業はあるんですよ、っていうことで、まあそういう風な授業が全校でできれば良いかなっていうことで、ちょっと今年もそういう研修をやりうかなと思ってるんですけども。[教員 F]

このように、f 高校では、教員 F 自身が公民科の授業の中で実践を行っていたほか、他教科の教員にも授業の中にシティズンシップ教育の観点を盛り込んだ実践をしてもらうよう依頼している。これは、前章の第4節でも触れた、神奈川県教育委員会のスタンスとして述べられていた「視点」としてのシティズンシップ教育という考え方と基本的に一致している。先ほどの模擬投票の実施状況の分類にあてはめるならば、具体的な形態こそ異なるものの、全校で実施されているという点で①に近いと言えるだろう。一方、e 高校では、時間的な制約や、他教員の協力の限界もあって、四本柱のうちの「政治参加教育」（政治的シティズンシップ教育）は、基本的には三年に一度の模擬投票の実施にとどまっている。こちらは、先ほどの整理で言えば③に近く、模擬投票のとき同様、時間的な制約や他の教員からの協力を得られにくいことなどが、①や②への展開を阻んでいると見てよいだろう。

以上のように、2010年度の模擬投票や、2011年度以降の政治的シティズンシップ教育においては、各学校において多様な対応が見られた。そして、このように対応が分かれた背景としては、時間数などのプラクティカルな理由もあるが、教員および学校の意欲の差の影響があったことも否めない。中心的な教員がどの程度時間を割こうと考えるか、また周りの教員や学校全体がどの程度それに協力するかによって、規模や指導の内容が異なるものになったと言える。

## 2. 教員の価値判断をめぐる問題を回避するアプローチの帰結

続いて、教員の価値判断をめぐる問題を回避する教育委員会のアプローチによって、学校現場ではどのような帰結が生じたのかを検討する。

教員 D は、本章冒頭でも触れたように、模擬投票実施前に、生徒に自分たちで必要なことを調べるように指示したという。その上で生徒が判断した内容への対応について、次のように述べている。

調べていって、じゃあどう判断するの、っていうのが出てくるので、で判断をしたからといって、それについてどうこうっていうのは、こっちは言えることではないので、だからまあある意味では、投票させてしまうと、その後やりっぱなしって言

いますかね、あの、そこでまとめをするっていうことはあんまり出てこないの、模擬投票だけを考えていくと、それほど大きな手間ではないんですけどね。[教員 D]

また、教員 E も次のように語る。

政策面での言及っていうのは、触れないようにっていうところのが。あとは、えっと、情報のソースですよ。どことこのことについては、何を見れば詳しく載ってるよ、っていうものについても、細心の注意を払わないといけない、という形の、確か、文書が来ていましたね、はい。[教員 E]

両者のインタビューから、教員は、自分自身の価値判断を示すことについてかなり慎重に対応していることがわかる。そして、そのような対応に至った理由として、教育委員会による詳細な方針の提示があったこともうかがえる。

ただし、教員が自身の価値判断の提示に慎重な対応をとった背景にあるのは、必ずしも教育委員会のアプローチの影響のみによるものとは限らない。実際、教員 E へのインタビューの中で、価値判断の提示に対して慎重な対応をとった理由について尋ねたところ、教員 E は次のように答えている。

一応その中立性というところの、その、保ち方っていうのが、いまいち我々の中でもはっきり議論できていませんでしたし、足並みも揃ってませんでしたし、うん。(中略) 政治的中立性というところについては、たぶん我々の中にもきちんと、そういう、どう振る舞うべきかとか、どういうことは NG で、何は OK なのか、っていうところが、きちんと消化できてないと思うんで。[教員 E]

この回答からは、教員が自身の価値判断を控えるという対応には、教育委員会のアプローチだけでなく、むしろ教員や学校の自己防衛(教員の自己保身の意識や、世間からの批判に対する学校のリスク回避など)も影響していたと推察できる。したがって、仮に教育委員会からのアプローチがなかったとしても、教員や学校の自己防衛により、教員は自身の価値判断を提示しな

## 政治的シティズンシップ教育実践の導入アプローチとその帰結

い可能性もある。実際、教員Fの以下のインタビューにもあるように、教育委員会からの指示の内容は、社会科の教員から見ればごく当然の内容という意見もある。

あの、いまどきね、社会科の教員で、ここ（前掲指導用参考資料—引用者）に触れちゃう人っていうのは、なかなかいないんで、あの、当時は社会科の教員四人いたんですけども、四人の中で、「これはまあ、それはそうだね」っていうことで。（中略）だから、ひょっとすると、指示文書だけ見ると、いろんな指示が出てるなど思われるかもしれないんだけど、よく読んでみると我々から見ても、そりゃそうだろう、っていうものばかりで。[教員F]

このことを踏まえると、教育委員会による、教員の価値判断の提示を控えるような働きかけは、教員や学校が当然と考えて行う自己防衛的な判断を、後押しする形で機能したとみなす方が妥当だろう。

では、以上のような働きを持った教育委員会のアプローチは、事前学習・事後学習の指導内容には、何らかの影響があったのだろうか。このことに関しては、教員Fや教員Dの以下のインタビューが参考になる。

あの、例えば、難しくなるのは、今度選挙があるから、それに向けてちょっとその、まあディベートをやってみようとか、討議やってみようっていうときに、その、具体的な政党名が出て来ちゃったときに、それをどういう風にアドバイス、評価するか、っていうことは難しいでしょうね。で、これ、だからあの、選挙公示後にそれをやっちゃうとまずくなると思うんですよ。そこら辺、いろいろ技術的な問題が出てくる。（中略）おそらく、あの、f 高校よりももっと何時間も事前指導される学校では、いろいろ、あの、ご苦労があったんだとは思いますが。（中略）そういうところでは、その先生が普段の授業をなさっている上で模擬投票されるので、あの、こんな大々的に出てないんで、そういうところでは、結構だから、ちゃんとやろうとすると、困難さはあったんだと思いますね。[教員F]

あの、政治的中立性っていう話がありますので、そこについて深くね、この政党はどうだ、あの政党はどうだ、この候補者はどうだ、なんていうことを、こっちの方で言うことはできないので、あの、まあごく大雑把な選挙制度の仕組みについてであるとか、日本の政党政治の展開であるとかっていう、教科書に書いてあるようなことを説明して、その知識をベースにして、じゃあ現在どうなってるの、っていうことを、生徒は調べていくわけですね。[教員D]

教員Fのインタビューからうかがえるのは、模擬投票の事前指導において、具体的な政党名などにかかわる内容への対応の難しさである。これに関しては教員Dも、様々な政党や候補者の考え方を提示することが、政治的中立性の観点から難しいと述べており、また教員D自身の個人的な意見が介入することを危惧していると読み取ることができる。すなわち、政党や候補者の考え方と教員個人の価値判断との線引きを明確に行うことが難しく、このような対応に至り、対立・葛藤を含む「政治」を扱う指導が難しくなったと見ることができる。

このような教員の対応は、教育委員会のアプローチの有無にかかわらず、教員や学校がとりうるものであるということは既に述べた通りだが、教育委員会のアプローチは、そのような自己防衛的な対応を強化し、結果として、授業実践での「政治」の回避を促す方向に働いた可能性があるといえる。

ただし、前節の図2の①のように、全校で模擬投票などを実施したい学校の場合は、教育委員会のアプローチが助けとなった面もあると見られる。このことは、以下の教員Fの語りから読み取れる。

問題はあの、総学（総合的な学習の時間—引用者）でやるときの、他の先生たちが、ちょっとどういう力加減でお話をしてしまうのか、っていうのがあって。それは非常に懸念して。もう本当にあの、県からの指示を守ってくださいという、そういうことですね。そういう模擬投票があるよ、みんな投票しよう、考えて投票しよう、という、わからなかったらそれだけ言ってくれ、っていう、そう

いう感じですね。(中略)とにかく、一にも二にも偏らないように、っていうことを常に注意しながら。[教員F]

先述の通り、f高校では、二年生・三年生の模擬投票の事前指導・事後指導は総合的な学習の時間を使って行っていた。f高校の総合的な学習の時間においては、各クラスの担任が授業を受け持つため、様々な教員が模擬投票の事前指導・事後指導に携わる形となり、他の教員が偏った指導をしないように注意を払う必要が生じた。この際に、教育委員会からの指示があったことで、他の教員に対して価値判断に関する指針を明確に提示することができた。これにより、偏った指導に対する懸念を解消し、①のような全校での実施が推進しやすくなったということがうかがえる。

以上の議論を整理すると、教育委員会からの指示は、教員の価値判断の提示に関する、教員や学校の自己防衛を強化することで、一方では、「政治」にまで踏み込んだ指導を行いたい場合の制約となる面を持っていたが、他方では、実践の規模を全校規模にまで広げる場合には助けとなる面も持っていたと考えられる。そして、このような二面性は、各学校の実情と具体的な対応に応じて異なる影響をもたらしたと言えるだろう。

## VI. 考察

本論前半では、神奈川県の子ティズンシップ教育について概観した上で、神奈川県において政治的シティズンシップ教育を導入できた背景として、(1)松沢前神奈川県知事の意向 (2)実践研究校における成果 (3)関係機関との連携 (4)学校現場に裁量の自由を保障するアプローチ (5)教員の価値判断をめぐる問題を回避するアプローチの五つがあったことを挙げた。

続いて本論後半では、それらのうち特に(4)と(5)について、学校現場における帰結を検討した。まず、具体的な実施形態・内容については各学校に裁量の自由を持たせるというアプローチの結果、教員や学校の意欲などによって、実施形態は多様なものとなった。また、教員の価値判断をめぐる問題を回避するアプローチは、全校規模での実施の助けとなった一方で、教員や学校の自己防衛を強化させた結果、対立・葛藤を含む「政治」を扱う実践が回避されやすくなった。し

たがって、実施形態は多様化したといえども、意欲的な教員や学校にとって、規模を広げることは比較的容易になったが、指導の時間を広げて「政治」を扱うことは難しくなり、いわば不均等な多様化とも言える帰結がもたらされた。図2を再度参照して言うならば、実践は多様化したといえども、②のような「政治」を扱う指導は行われにくく、①・③・④の方向に散らばりやすいという傾向が見られたということである。

むろん、本論前半で見たように、このようなアプローチがあったからこそ、日本の地方自治体では初めて、全県立高校で模擬投票、そして政治的シティズンシップ教育を導入することができたのであり、政治的シティズンシップ教育の自治体レベルでの「導入」という観点から見れば、一定の成果と言えるであろう。しかしながら、本論文の冒頭でも触れたように、政治的リテラシーを育む上では、対立・葛藤を含む「政治」を何らかの形で扱う政治的シティズンシップ教育を行うことが重要だが、その点では、神奈川県のアプローチには課題が残ると言わざるを得ない。その理由としては、まず具体的な実施形態・内容について各学校・教員に裁量を委ねている段階で、シティズンシップ教育に対してあまり積極的でない学校や教員(図2における④)は、時間を割いてまで「政治」を扱う実践を行うということは考えにくいという点がある。加えて、仮に意欲があったとしても、教員の価値判断をめぐる問題を回避するアプローチによって、「政治」を扱う実践は一層行われにくくなったと考えられる(図2における①・③)。

では、上記のような課題を克服し、政治的リテラシーを育むシティズンシップ教育の実践を地方自治体全体で行うには、どのような方策が求められるのだろうか。ここではその糸口として考えられるものをいくつか提示したい。

第一に、行政(教育委員会)からの周知や方針提示が必要である。具体的には、政治的リテラシーの育成や、その手段としての政治的シティズンシップ教育の重要性を、学校現場に対して周知していくことが求められる。その上で鍵となるのは、「政治」を回避しない方向での実践に向けた方針の提示である。例えばイギリスの場合、「クリック・レポート」において、論争的な問題を生徒が討議する際の教員の立ち位置として、個人的な意見は示さず、ファシリテーターとして振る



## 政治的シティズンシップ教育実践の導入アプローチとその帰結

舞う「中立的な議長」(Neutral Chairman)となること以外にも、全体の雰囲気の中であって「反対する人」(Devil's Advocate)となることや、議論を活発化させるために教員が「自分の立場を明言する」(Stated Commitment)ことも選択肢として提示されている<sup>(55)</sup>。このような選択肢の提示も、具体的な方策の一つとして考えられるだろう。

第二に、学校・教員間での実践の差を埋めていくために、研修などを通じた多くの教員の力量形成や協力の確保も必要となる。中心的な取り組みになると考えられる学校単位での研修においては、旗振り役となる教員がいることが、学校単位での協力を仰ぐ上では重要である。また研修の際は、f 高校でも行われていたように、旗振り役の教員が、公民科の教員のみならず各科目の教員にも呼びかけを行い、研修を通して全校での実施・協力体制を構築し、力量形成を行っていくことが求められる。そうすることで、負担の分散や指導時間の確保につながり、「政治」が扱われやすくなる。

「視点」としてのシティズンシップ教育という考え方が重要であるのも、まさにこのような理由からである。

第三に、学校と行政(教育委員会)の密接な連携も重要である。この点においては、指導主事などの学校と行政の間に立つアクターに求められる役割も大きい。具体的には、先述のように、政治的シティズンシップ教育の意義を行政から学校へ伝達する上でのサポート役を担ったり、学校現場における研修などにおいて核となる教員を助けたりするといった役割が指導主事には求められるだろう。なお、先述の『「シティズンシップ教育」推進のためのガイドブック』には、その作成過程において、神奈川県立総合教育センターの指導主事、学校の教員、研究者などが関与しており、これは、これらの多様なアクターが協働する形で、実践の研究・開発・普及に取り組んだ事例である。普及の面では課題が残ったものの、このようなアプローチからも、密接な連携の具体的な方策として示唆されることは多いはずである。

そして第四に、「政治」を導入することに対する地域や社会からの抵抗を、乗り越えることも必要となる。今回の神奈川県の場合、IV章の小括で触れたように、松沢前県知事の「鶴の一声」が、抵抗を乗り越える上で重要な役割を果たしたと考えられる。しかし、「政治」を含む実践を受け入れる文化が地域や社会に根付くた

めには、首長の「鶴の一声」だけでなく、先に述べたような学校や教育委員会、指導主事などの連携により、息の長い取り組みを続けていくことが重要であるだろう。

## VII. おわりに — まとめと課題

冒頭で述べたように、神奈川県でのシティズンシップ教育の導入事例は、教員個人の単位や学校単位ではなく、地方自治体全体で導入したという点、またこれまで実施が難しいとされてきた政治的シティズンシップ教育についても導入を試みたという点において、注目に値するものである。本研究の成果は、この神奈川県の実例について、政策の形成から実施までの過程を詳細に検討することで、凍結を越えて政治的シティズンシップ教育の実践に踏み出した自治体の可能性と課題を明らかにするとともに、政治的シティズンシップ教育における「明確な理念の構築とトータルな制度づくり」<sup>(56)</sup>を考える上での示唆を得られた点にある。

しかしながら、本研究には課題も少なくない。まず方法論の面では、単一事例であるということに加えて、事例研究としての多角的なデータの乏しさが挙げられる。特に、図2における②のような学校の教員へのインタビューが行えず、「政治」を扱う実践を試みた教員や学校の立場からの検討が十分にできなかった点は一般化を行う上では大きな課題である。また本研究では、2010年度の模擬投票と2011年度以降の(政治的)シティズンシップ教育とを厳密に区別せずに検討していた部分もあるが、両者は同じ視点や分析枠組で分析可能なのかどうか、あるいは両者の関係性はどのようなものなのか、より緻密な検討も必要だろう。さらに、今回の神奈川県の実例は、首長の意向がストレートに教育に入り込んだ事例であるとも言えるが、そのことの原理的な課題については検討できていない。むしろ、松沢前県知事の意向が、政治的シティズンシップ教育の導入という成果に寄与したことは既に確認した通りであるが、首長の意向がストレートに教育に入り込むことの、異なる側面やその課題についても議論を重ねていくことが重要である。

神奈川県でのシティズンシップ教育は、全県立高校での本格的な導入に至って、本年度で二年目を迎える。その一方で、県知事も交代するなど、県のシティズンシップ教育を取り巻く環境も変化している。本研究で検討した領域に加えて、より具体的な教授法や生徒の

変容といった観点なども含め、今後の神奈川県のカリキュラム教育の動向を、引き続き注視していく必要があるだろう。

### 【謝辞】

本論文の執筆にあたって、インタビューや資料提供などにご協力頂いた、神奈川県教育委員会の担当者の方々、神奈川県高等学校教職員組合の執行部担当者の方、県立高校の先生方、神奈川県総合教育センターの元指導主事の方、お茶の水女子大学の富士原紀絵准教授に、厚く御礼申し上げます。

### 【付記】

本研究は、東京大学大学院教育学研究科附属学校教育高度化センターが発行した『「学校における新たなカリキュラムの形成」研究プロジェクト平成23年度報告書』に掲載された共同研究報告<sup>67)</sup>のうち、筆者らが調査・執筆した箇所についてさらなる追加調査・データ収集を行うことで、新たに考察を施したものである。

また、各章の執筆は、I～IV章を降旗、V～VII章を古田がそれぞれ担当した。

### 【注】

<sup>1)</sup> 「シティズンシップ」の定義に関しては、さしあたりイギリスの社会政策学者 T. H. マーシャルのよく知られた定義を挙げておく。すなわち、「シティズンシップとは、ある共同社会の完全な成員である人びとに与えられた地位身分である。この地位身分を持っているすべての人びとは、その地位身分に付与された権利と義務において平等である」(T. H. マーシャル、トム・ポットモア [岩崎信彦・中村健吾訳] 『シティズンシップと社会的階級—近現代を総括するマニフェスト』法律文化社、1993年、p. 37)。

<sup>2)</sup> Qualifications and Curriculum Authority. *Education for citizenship and the teaching of democracy in schools : Final report of the Advisory Group on Citizenship*, DfEE/QCA, 1998.

<sup>3)</sup> 経済産業省『シティズンシップ教育と経済社会での人々の活躍についての研究会報告書』2006年、常時啓発事業のあり方等研究会『「常時啓発事業のあり方等研究会」最終報告書』2012年。

<sup>4)</sup> 小玉重夫「シティズンシップ」木村元・小玉重夫・船橋一男『教育学をつかむ』有斐閣、2009年、p. 261。また、これら三つの概念は、イギリスで必修化されたシティズンシップ教育の三つの構成要素である。

<sup>5)</sup> なお、本条については旧法(8条)とほぼ同文である。旧教育基本法第8条(政治教育)「良識ある公民たるに必要な政治的教養は、教育上これを尊重しなければならない」(1項)、「法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない」(2項)。

<sup>6)</sup> 小玉重夫「第14条 政治教育」浪本勝年・三上昭彦編『「改正」教育基本法を考える—逐条解説(改訂版)』北樹出版、2008年、p. 91。

<sup>7)</sup> 教育二法とは、1954年に制定された「教育公務員特例法の一部を改正する法律」及び「義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法」のことである。この教育二法の制定過程を明らかにし、これまでの同法に対する否定的評価を相対化しようとした研究として、藤田祐介・貝塚茂樹『教育における「政治的中立」の誕生—「教育二法」成立過程の研究』ミネルヴァ書房、2011年が、近年注目される。

<sup>8)</sup> 小玉前掲論文、2008年、p. 91。

<sup>9)</sup> 同上。

<sup>10)</sup> 広田照幸「コドモを市民に育てるには」『アステイオン』第72号、2011年、pp. 84-99。

<sup>11)</sup> 同上、pp. 92-93。

<sup>12)</sup> 同上、p. 96。

<sup>13)</sup> 同上、p. 98。

<sup>14)</sup> 模擬投票とは、現実に行われる選挙に対して未成年である児童・生徒が模擬的に投票するもので、日本では1980年代頃から関心が高まってきた教育実践である。1989年から都立高校で松田隆夫氏が20年近く実施してきており、近年では2003年からNPO法人Rightsの呼びかけと支援により、全国の中等・高等学校などにおいて全国規模の模擬投票が実施され、注目が集まった。杉浦正和「現実政治に参加する教基法的政治教育に向けて—政治的中立性確保で民主的な意思決定の訓練を進めよう」『民主主義教育』第21巻第4号、2010年、pp. 18-26 参照。

<sup>15)</sup> 神奈川県では、「シチズンシップ教育」という用語が使用されているが、本稿では煩雑になることを避け

るため、引用文、文献・資料名以外は一般的に使用されている「シティズンシップ教育」という表記で統一する。

<sup>(16)</sup> 杉浦正和「シティズンシップ教育の動きと高校生生徒会指導の変遷、政治教育との関連についての研究」学校法人芝浦工業大学『高校・中学教育研究報告書〈平成21年度版〉』2010年、pp. 17-36。杉浦は同論文の中で、神奈川県の実践に対し、「全県実施という積極姿勢で模擬投票やシティズンシップ教育を位置づけたことは、きわめて大きな前進と評価できる」(p. 19)と述べている。

<sup>(17)</sup> 築山宏樹・小林良彰「神奈川県模擬投票の教育効果」神奈川県／慶應義塾大学編『自治体の政策刷新効果と地域力』ぎょうせい、2011年、pp. 51-84。

<sup>(18)</sup> 代表的なものとして、相原実「シチズンシップ教育に関する調査研究」『神奈川県立総合教育センター研究集録』No. 27、2008年、pp. 57-60や、三堀仁「シチズンシップ教育推進のための研究—カリキュラム開発と実践」『神奈川県立総合教育センター研究集録』No. 28、2009年、pp. 33-38、普川芳昭「高等学校におけるシチズンシップ教育の実践」『神奈川県立総合教育センター長期研究員研究報』No. 9、2011年、pp. 61-66が挙げられる。

<sup>(19)</sup> 降旗直子「品川区の教育課程経営に関する調査研究—『市民科』の創設過程に着目して」『小学校中学校—貫教育の効果検証』(文部科学省「新教育システム開発プログラム」第二年度報告書)、品川区教育委員会事務局編集発行、2008年、pp. 57-72、同「市民科の創設過程」小川正人代表／品川区教育政策研究会編『検証教育改革—品川区の学校選択制・学校評価・学力定着度調査・小中一貫教育・市民科』教育出版、2009年、pp. 128-135。

<sup>(20)</sup> 原田詩織「品川区『市民科』教科書の政治学的分析」『学生法政論集』No. 4、2010年、pp. 101-117。

<sup>(21)</sup> 同上、p. 117。

<sup>(22)</sup> 同上。

<sup>(23)</sup> 代表的なものとして、後藤雅彦「実践研究 模擬投票を取り入れた政治学習の工夫」『公民教育研究』第12号、2004年、pp. 103-112や、杉浦正和「政治教育のあり方と高校生の政治参加意識—青年の投票行動を高める教育の研究」『公民教育研究』第15号、2007年、pp. 17-32、高橋亮平・小林庸平・菅源太郎・特定非常

利活動法人 Rights 編『18歳が政治を変える！—ユース・デモクラシーとポリティカル・リテラシーの構築』現代人文社、2008年などが挙げられる。

<sup>(24)</sup> 神奈川県教育委員会教育局高校教育企画課担当者A氏・B氏インタビュー、2011年10月17日実施。以下で引用するインタビューデータも同日に実施されたインタビューのものである。

<sup>(25)</sup> 神奈川県高等学校教職員組合の執行部担当者C氏インタビュー、2011年11月18日。以下で引用するインタビューデータは全て同日に実施したインタビューのものである。

<sup>(26)</sup> 教員Dへのインタビューは2011年11月16日に実施。教員Eへのインタビューは2011年11月29日に実施。教員Fへのインタビューは2012年6月7日に実施。以下で引用するインタビューデータもそれぞれすべて同日に実施したものである。

<sup>(27)</sup> 神奈川県立総合教育センター元指導主事G氏インタビュー、2011年9月6日実施。以下で引用するインタビューデータもすべて同日にとられたものである。

<sup>(28)</sup> お茶の水女子大学の富士原紀絵准教授へのインタビュー、2011年8月5日実施。以下で引用するインタビューデータもすべて同日に収集されたものである。

<sup>(29)</sup> 文部科学省『キャリア教育の推進に関する総合的調査研究協力者会議報告書』2004(平成16)年1月28日。

<sup>(30)</sup> 神奈川県政策研究・大学連携センター「県立高等学校における模擬投票実施の背景とねらい」神奈川県／慶應義塾大学編前掲書、2011年、p. 40に掲載。

<sup>(31)</sup> 同上、p. 41。

<sup>(32)</sup> 神奈川県教育委員会教育局高校教育課『シチズンシップ教育(指導用参考資料)』2010年。

<sup>(33)</sup> 同上、p. 2。

<sup>(34)</sup> 同上。

<sup>(35)</sup> これら三点は、イギリスにおけるシティズンシップ教育の構成要素とされる「社会的道徳的責任」(social and moral responsibility)、「共同体への参加」(community involvement)、「政治的リテラシー」(political literacy)の三点とも重ね合わせることが出来る。

<sup>(36)</sup> 神奈川県教育委員会教育局高校教育課前掲資料、2010年、p. 2。

<sup>(37)</sup> 経済産業省前掲報告書、2006年。

<sup>(38)</sup> 神奈川県立総合教育センター『シチズンシップ教

育」推進のためのガイドブック』2009年、p.4。

<sup>(39)</sup> 日本選挙学会編「25周年記念シンポジウムⅡ—人は何故、投票するのか？人は何故、棄権するのか？」『選挙研究』（日本選挙学会年報）No.22、2007年、p.147。

<sup>(40)</sup> 同上、p.148。

<sup>(41)</sup> 同上。

<sup>(42)</sup> 塚本によれば、2006年の大統領選挙の際に、コスタリカのサンホセ市の子ども博物館に設けられた投票所には、模擬投票のために訪れた親子連れによる長蛇の列ができ、まさにお祭り状態であったという。塚本剛志「2006年大統領選挙にみるコスタリカの民主主義」『ラテンアメリカ・レポート』vol.23 No.1、2006年、p.50。

<sup>(43)</sup> 日本選挙学会編前掲論文、2006年、p.148。

<sup>(44)</sup> 同上、pp.149-150。

<sup>(45)</sup> 同上、p.151。

<sup>(46)</sup> 神奈川県立深沢高等学校『シチズンシップ教育実践研究 初年度（平成19年度）報告書』2008年、p.6。

<sup>(47)</sup> 2010年3月5日文教常任委員会（第1号）での高校教育課長の発言。

<sup>(48)</sup> B氏のインタビューより。

<sup>(49)</sup> 神奈川県立の高等学校には外国籍の生徒が多数在籍しており、そうした生徒の存在を度外視した模擬投票の実施に対しては、教職員組合の中でも懸案事項とされていた。「神高教職場討議用資料10-05」2010年5月29日付。

<sup>(50)</sup> 神奈川県教育委員会「シチズンシップ教育に係る平成22年度模擬投票の実施について（通知）」2010年3月15日付。

<sup>(51)</sup> 神奈川県立深沢高等学校前掲報告書、2008年、p.7。

<sup>(52)</sup> 神奈川県教育委員会教育局高校教育課前掲指導用参考資料、2010年、p.14。

<sup>(53)</sup> 公職選挙法第138条の3（人気投票の公表の禁止）「何人も、選挙に関し、公職に就くべき者（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては政党その他の政治団体に係る公職に就くべき者又はその数、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては政党その他の政治団体に係る公職に就くべき者又はその数若しくは公職に就くべき順位）を予想する人気投票の経過又は結果を公表してはならない」。

<sup>(54)</sup> 144分会に調査を依頼し、62の分会から回答を得

た。そのうち、模擬投票を実施したと答えた分会が59あった。

<sup>(55)</sup> 山口恭平・降旗直子・児島博紀・稲井智義・古仲素子・宮地和樹・村松灯・古田雄一「カリキュラム・イノベーションにおける政治的シチズンシップ教育のための歴史・思想・実践的条件—イギリスにおける経験を参照枠として」東京大学大学院教育学研究科附属学校教育高度化センター『学校における新たなカリキュラムの形成』研究プロジェクト平成23年度報告書』2012年、pp.51-81（「クリック・レポート」の出典箇所は、Qualification and Curriculum Authority. *op.cit.*, 1998, sec. 10. 12., p. 59）。

<sup>(56)</sup> 広田前掲論文、2011年、p.98。

<sup>(57)</sup> 山口恭平ほか前掲論文、2012年